



# おはれ<sup>2</sup> 営農NEWS



## ネギ黒腐菌核病の総合防除

ネギ黒腐菌核病は、冬季に栽培されるネギに特異的に発病する土壤病害で、本県でも越冬栽培の増加とともに、各産地で問題となっています。本病が一度多発すると、その後の越冬栽培では防除がなかなか困難となりますので、実用的な防除手段を組み合わせて、総合防除で対応する必要があります。

### <病徵および生態>

12月～2月頃に定植する初夏どりや夏どり栽培のネギでは、4～5月頃に下葉（外葉）の黄化、株のしおれから生育不良となり、次第に全体が萎縮して黄白色化し、激しい場合には株が枯死します。発病株の根張りは悪いため、容易に株を引き抜くことができ、発病株の地下部は黒く腐敗して、よく見ると黒変部の表面にゴマ粒大の黒い菌核が多数形成されています。

伝染源は土壤に残った菌核で、ネギが定植されると発芽して菌糸を伸ばし、ネギに侵入します。菌糸の活動は、比較的低温の時に活発な「低温期の病害」です。菌核は土壤中で長期に生存するため、難防除の土壤病害となっています。

### <防除対策>

土壤中の菌核残存が長期なため、耕種的防除を積極的に導入し、さらに土壤消毒や生育期の薬剤処理を組み合わせるなど、有効な防除手段を体系化して総合防除で対応します。

#### 1. 耕種的防除

- 1) 発病を早期に確認し、早急に発病株を抜き取って圃場外に持ち出し、土中深く埋めるなど、適切に処分してください。また、未発生ネギ圃場への病原菌核の侵入を阻止するため、耕起など管理作業は未発生や発病の少ない圃場から行い、多発圃場は最後に行います。なお、作業終了後はロータリー等の洗浄を丁寧に行ってください。
- 2) 本病は土壤酸度が酸性の場合ほど発病しやすい傾向があるため、栽培前に石灰資材等を施して、PH6.0～7.0に調整します。また、土寄せ時の石灰資材施用が有効との事例があります。
- 3) 土壤中の菌核は長期に残存するため、多発圃場では連作を避け、ユリ科以外の作物で比較的長期の輪作を行います。なお、輪作作物としてソルゴーやカラシナなどの栽培は、発病を抑制することが知られています。
- 4) 本病の菌糸活動が低温期に活発となるため、栽培時期を低温期は避けて、3月以降に定植する夏秋どりや秋冬どりに転換することにより発病を抑制し、十分な収穫を得ることができます。

#### 2. 物理的防除

- 1) 土壤還元消毒や夏季の太陽熱土壤消毒は、菌核の死滅に有効との事例があります。

#### 3. 化学的防除

- 1) 土壤消毒剤として、農薬登録のあるディ・トラペックス油剤やガスターDまたはバスアミド微粒剤、キルパーなどを土壤注入または散布後に混和し、効果の安定および圃場周辺へのガス被害を防ぐため、土壤表面をビニル等で被覆処理することが必要です（各薬剤の詳細な処理法については、ラベルで確認してください）。

表1 ネギ黒腐菌核病の主な土壤消毒剤

(令和3年10月14日現在)

薬剤名	使用量または希釈倍率	使用時期／使用回数
ディ・トラペックス油剤	30～40ℓ/10a 土壤注入	播種または植付けの14日前まで／1回
ガスターD微粒剤またはバスアミド微粒剤	30～60 kg/10a 均一に散布して土壤混和	播種又は定植14日前まで／1回
キルパー	60ℓ/10a 土壤注入又は表面散布後に土壤混和し、直ちに被覆する	播種又は定植の10日前まで／1回

- 2) 定植前の苗に灌注や生育期に散布処理するパレード20フロアブル、生育期に株元灌注するアフェットフロアブル、生育期に散布するセイビアーフロアブル20および生育期に株元散布するモンガリット粒剤などの薬剤があります。使用方法は下記ですが、フロアブル剤では苗または定植直後に必ず1回目の処理を行い、さらに約1か月後に2回目処理を行うことでより高い効果が認められるとの事例があります。なお、モンガリット粒剤の低温期処理では、生育遅延等の恐れがあるため、使用時期に注意が必要です。

表2 ネギ黒腐菌核病の生育期に処理する主な防除薬剤

(令和3年10月14日現在)

薬剤名	使用量または希釈倍率	使用時期／使用回数	分類
パレード20フロアブル	100倍 セル成型育苗トレイ1箱またはペーパーポット1冊(30×60cm、使用土壤約1.5～4ℓ) 当り0.5ℓ灌注	育苗期後半～定植当日／1回	7
	2,000倍(散布)	収穫前日まで／3回以内(灌注は1回)	
アフェットフロアブル	1,000～2,000倍(1ℓ/m <sup>2</sup> 株元灌注)	収穫14日前まで／2回以内	7
セイビアーフロアブル20	1,000倍(散布)	収穫前日まで／3回以内	12
モンガリット粒剤	6kg/10a 株元散布	収穫14日前まで／3回以内	3

農薬使用の際は、必ずラベル及び登録変更に関するチラシ等の記載内容を確認し、飛散に注意して使用して下さい。

※JA全農いばらきホームページでもご覧になれます。



農機営農支援部 営農支援課

電話：029-291-1012 FAX：029-291-1040